

## 近畿財務局における一般競争契約に係る入札参加資格について

当局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官等が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等当局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると当局の契約担当官等が認めた場合、当局が実施する一般競争入札への参加を一定期間認めない場合があります。

### 措置の要件及び期間

措 置 要 件	期 間
<b>I. 契約に違反した行為</b> (過失による粗雑工事) 1. 当局の契約担当官等と締結した請負契約に係る工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）  (守秘義務違反) 2. 当局の契約担当官等と締結した契約に定める守秘義務に違反したと認められるとき。  (その他の契約違反) 3. 第1号及び第2号に掲げる場合のほか、当局の契約担当官等と締結した契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該事実が判明した日から 1か月以上1年6か月以内  当該事実が判明した日から 1か月以上1年以内  当該事実が判明した日から 1か月以上9か月以内
<b>II. 契約手続き上の不適切な行為</b> (正当な理由のない契約の不締結) 1. 当局の契約担当官等が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を締結しなかったとき。  (不正又は不誠実な行為) 2. 前号に掲げる場合のほか、入札等当局の業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内  当該認定をした日から 1か月以上9か月以内

(平成24年5月11日改正)